

令和2年度 第1回

茨木市国民健康保険運営協議会

会 議 録

茨木市 健康福祉部 保険年金課

1 令和2年度第1回茨木市国民健康保険運営協議会を、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、書面回付により開催した。

2 案件

次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）に対する意見について

3 内容

以下のとおり

## 茨木市国民健康保険運営協議会

書面回付による開催

今年度は大阪府国民健康保険運営方針の見直しの年度であり、これまでの広域化調整会議等による検討内容を反映した「次期大阪府国民健康方針運営方針（素案）」が大阪府から示され、市町村に対する意見照会が行われたことから、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、対面での会議は行わず、書面回付により、本市運営協議会委員に対し、内容をお知らせするとともに、意見の照会を行った。（意見回答期限：令和2年10月6日）

（委員からの意見内容）

介護予防、健康相談とコロナ対策を連動させた予約制による個別の相談窓口を設けるのはいかがか。コロナ時代に対応して、一時的なものではなく、今後も継続していくものとして提案する。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する記述について、P36の4行目「感染予防に向けた…」の記述に「マスクの着用」を加えるべき。

年々保険料率が上昇し、今後も増加傾向であると思われるが、一市民として保険料を少しでも抑えるよう、市の努力をお願いしたい。

激変緩和措置の見直しについて、被保険者への影響が少なくなるような措置の検討をお願いしたい。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大変厳しいとは思いますが、引続き決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の計画的解消をお願いしたい。

医療費適正化の取組について、府と市町村との関係性の課題があるとは思いますが、市として有効な事業実施の推進に期待する。

委員意見を踏まえ、府に対し、本市意見の提出を行った結果、府内市町村からの意見に対する大阪府の考え方が府のホームページに掲載されたため、内容について郵送により委員に対し報告した。

（本市意見及び府の考え方）

1 今後の保険料の推計について

（本市意見）

広域化後、年々保険料率の上昇が生じていることから、推計医療費を踏まえた今後の保険料推計の記載を検討されたい。

(府考え方)

事業費納付金及び保険料率の算定等にあたっては、国が示す確定係数に基づき、算定政令等の規定を踏まえて適切に行ってまいります。

また、当該算定については、国が示す確定係数に基づいて行う必要があることから、当該確定係数が存在しない将来については、一定の仮定のもとでの傾向分析までにとどまるものであり、国民健康保険運営の方針として記載すべきものとは考えておりません。

## 2 激変緩和措置変更による経過措置財源の増額について

(本市意見)

激変緩和措置の変更により、今後、保険料の大幅な上昇が生じる場合においては、状況に応じ、経過措置財源の増額を検討されたい。

また、府と市の激変緩和措置の内容を記載した項目について、項目名を府と市町村の役割を明確化する記載にするべきである。

(府考え方)

激変緩和措置財源の活用により、旧方式の措置に比べ、抑制効果の減少が一定見込まれる団体に対する経過措置の検討にあたっては、その影響について、十分配慮した内容となるよう努めてまいります。

また、ご指摘の項目名の表記については、ご趣旨を踏まえて検討します。

## 3 収納対策の統一化について

(本市意見)

短期被保険者証の取扱いをはじめとする収納対策については、当面市町村ごとの運用とされているが、被保険者の負担の公平性確保の観点から、滞納者に対する資格者証や短期被保険者証の交付基準等の統一的な取り扱いの検討を早急を実施されたい。

(府考え方)

国保運営方針（素案）に記載しているとおり、収納対策の将来的な統一に向けて、引き続き「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」等の場において検討してまいります。

## 4 保健事業の取組について

(本市意見)

保健事業の有効性を含めた検証については、市町村ごとのPDCAサイクルによる検証だけでなく、府内全体において、保健事業の適正な規模等も含めた検証を実施されたい。

また、大阪府における健康づくり支援プラットフォーム整備等事業(アスマイル)の更なる利用者の増加につながるような拡充を検討していくことを記載されたい。

(府考え方)

保健事業の有効性を含めた検証のあり方については、今後、「大阪府・市町村広域化調整会議」等において、検討を進めたいと考えています。

また、健康づくり支援プラットフォーム整備等事業は、個々の被保険者の予防・健康づくりを自発的に促進する効果的な取組みであることから、今後も継続して実施することを念頭においています。今後、取得したデータの分析を行いつつ、新たな保健事業を

展開することで、被保険者の更なる参加者獲得に努めてまいります。

## 5 コロナ禍における対応について

(本市意見)

新型コロナウイルス感染症の影響に対する対応措置については、運営方針の趣旨に沿ったものと限定せず、激変緩和措置期間の延長等も含め、状況に応じた柔軟な対応を想定した記述を検討されたい。

また、最終項目への記載ではなく、運営方針全体に係る前提条件となるような項目の記載を検討されたい。

(府考え方)

新型コロナウイルス感染症の影響については、医療費や保険料収入、被保険者数の動向等、現時点では想定が困難な事象が多く、具体の措置を行うためには、客観的な指標を元に検証等を行う必要があると考えます。

今後、客観的な指標等により、重大な影響が生じていると認められる場合には、「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」や「府国保運営協議会」の意見を聴き、運営方針の趣旨に沿った対応措置を別途設けることとしています。

また、「運営方針の進行管理及び検証・見直し」として、「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」において、定期的に運営状況を把握・分析、評価を行うことで検証し、その結果に基づいて、「府国保運営協議会」の意見を聴きながら、運営方針の必要な見直しを行うことを記載しています。

## 6 協議の手続きについて

(本市意見)

今回の運営方針の見直しにおける激変緩和措置の全面拡大については、保険料率に大きな影響を及ぼすものであり、その影響を危惧し、ブロックから代替案を提案したが、市町村国民健康保険主管課長会議等において、代替案に対する意見交換の場が設けられなかった。運営方針には、「意見交換及び連絡調整をおこない、事務運営に十分反映すべくすべての市町村との合意形成に努める。」とあることから、今後、このような全市町村への影響が大きい協議内容については、市町村が提案する意見についても、府内全市町村に共有し、協議する場を設けられたい。

(府考え方)

広域化に伴う国保運営については、広域化調整会議等において、各ブロック代表による議論を基本としながら、この代表を通じた資料等の共有により検討を進めるとともに、参画していない市町村に対しても、市町村国保主管課長会議の場等を通じて情報提供に努めています。

また、今般の令和3年度以降の国保運営方針についても、「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」において議論を重ねたうえで、必要な見直しを行い、国保運営方針(素案)としてとりまとめたところです。

今後も丁寧な説明・情報提供に努めるとともに、府国保運営協議会のご意見も聴きながら、策定してまいります。

激変緩和措置の全面拡大を含め、次期大阪府国民健康保険運営方針の策定にあたって

は、大阪府・市町村広域化調整会議を2回、事業運営検討WGを7回、財政運営検討WGを7回、市町村国民健康保険主管課長会議における中間報告を1回行っており、丁寧かつ十分な議論を行うよう進めてまいりました。とりわけ、ご指摘の課題については、財政運営検討WGの全7回を通じて議論を重ねております。今後とも、十分な意見交換に努めてまいります。

## 7 法定意見聴取の期間について

(本市意見)

今年度は、コロナ禍における運営方針の見直しとなり、広域化調整会議等の開催が遅れることとなり、やむを得ない状況であったと理解するものの、法定意見聴取の期間が短く、市の運営協議会において保険者としての意見を協議することに大変苦慮したことから、次回の見直しにおいては、意見聴取の期間を検討されたい。

(府考え方)

今回の法定意見聴取は、現行の国保運営方針の策定時と同様としたところですが、国保運営方針の見直しにおいて、円滑な制度運営が進められるよう、取り組んでまいります。

## 8 市町村国保の財政収支について

(本市意見)

国の策定要領上、赤字に関する分析が求められていることから、今回の見直しでは累積赤字解消に論点が絞られたが、引続き次年度以降も、黒字の累積も含めた課題を検討されたい。

(府考え方)

府及び市町村における国民健康保険事業（特別会計）のあり方については、運営方針策定後も、引き続き、検討を行うこととしており、財政運営にかかる諸課題とともに、「大阪府・市町村広域化調整会議」の場等を通じて検討を進めてまいります。

## 9 運営方針の詳細基準である「別に定める基準」の検証について

(本市意見)

令和元年房総半島台風による被害等を踏まえ、災害救助法による住宅の応急修理制度が拡充され、内閣府から「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において、準半壊という基準が示された。近年の深刻な被害をもたらす台風等の頻発化の現状から、運営方針の見直しだけでなく、「別に定める基準」の検証も実施されたい。

(府考え方)

一部負担金の減免について、災害に係る住居の被害認定基準改正に伴う「準半壊」による取扱いについては、国の動きを注視し、状況をみながら、「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」等の場において検討してまいります。

なお、「別に定める基準」については、国民健康保険運営方針の具体的な内容を定めるものであり、必要な内容について、適切な時期に検討を進めてまいります。